

報道発表資料の配付日時 3月15日(金) 13時00分

発表項目 (行事名)	「北海道無電柱化推進計画」の策定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「北海道無電柱化推進計画」を策定し、本日公表しましたのでお知らせします。</p> <p>なお、計画全文は、北海道のウェブサイトに掲載しています。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/contents/file/mudenchu.htm</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の無電柱化は、近年頻発している地震や台風などの大規模自然災害などへの備え、訪日外国人を始めとする観光需要の増加に対応した観光地づくり、安全で快適な通行区間の確保など、さまざまな効果が期待されています。 ・平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」では、国が定める「無電柱化推進計画」を基本として、都道府県が各々の無電柱化推進計画を定めるように努めなければならないとされています。 ・道では、平成30年4月に国が定めた「無電柱化推進計画」をもとに、「北海道無電柱化推進計画」を策定し、総合的かつ計画的な推進に努めることとしています。 		
参考	・計画の概要は、別添資料のとおりです。		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市環境課街路グループ(担当者:松田) TEL ダイヤルイン 011-204-5568(内線29-554)		
-------------	---	--	--

北海道無電柱化推進計画の概要

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 計画の基本的な考え方

(1) 無電柱化の目的

- ・防災性の向上
- ・通行空間の安全性・快適性の確保
- ・良好な景観形成

(2) 国の動向

- ・2016年(平成28年)12月 「無電柱化の推進に関する法律」(以下、無電柱化法)施行
- ・2018年(平成30年) 4月 国の「無電柱化推進計画」策定

(3) 本計画の位置付け

- ・無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画
- ・無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画の基本計画
- ・「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に沿った無電柱化に関する施策別計画

(4) 推進計画の期間

- ・2018年度(平成30年度)～2020年度(平成32年度)

2. 北海道における無電柱化の現状

(1) 整備状況 <2017年度(平成29年度末現在)>

- ・道道(道管理)の無電柱化: 64箇所・道路延長約22km(整備延長約40km)
- ・北海道(全ての道路)の無電柱化整備率: 約1.5%(第12位/47都道府県)

(2) 無電柱化の必要性

- ・台風上陸の頻発化、北海道胆振東部地震の発生など災害リスクの高まりや被害の甚大化
- ・全国を上回るペースで進む本道の少子高齢化に対応した安心して生活・移動できる環境づくり
- ・訪日外国人来道者の更なる増加のための国際的に質や満足度の高い観光地づくり
- ・冬期における除雪作業の障害軽減、着雪により想定される架空電線断線などのリスク回避

3. 無電柱化推進のための課題

- ① 限りある予算
- ② 積雪寒冷によるコスト高
- ③ 電線共同溝方式に偏重した整備手法
- ④ 占用のあり方
- ⑤ 地域における合意形成

4. 基本的な方針

- ① 選択と集中
- ② 積雪寒冷地に即した低コスト化手法
- ③ 多様な整備手法の促進
- ④ 占用制度の見直し・運用
- ⑤ 推進体制の構築

第2 無電柱化の推進に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 選択と集中

(1) 優先的に
推進すべき対象道路

- ① 防災
- ② 安全・円滑な交通確保
- ③ 景観形成・観光振興

第3 無電柱化の推進に関する目標 (道が管理する道路)

DID地区内の緊急輸送道路	1.7% ⇒ 1.9%
バリアフリー基本構想における生活関連経路	28% ⇒ 32%
景観法に基づく景観地区内の道路	1% ⇒ 11%

2. 積雪寒冷地に即した低コスト化手法

- (1) 低コスト化手法の検討
 - ・積雪寒冷地における低コスト化手法導入の検討
- (2) 新技術工法の普及
 - ・低コスト化に資する新技術の普及

■北海道無電柱化推進協議会 委員

- ・国土交通省北海道開発局
- ・経済産業省北海道産業保安監督部
- ・総務省北海道総合通信局
- ・北海道警察
- ・北海道電力(株)
- ・東日本電信電話(株)
- ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟
- ・北海道
- ・札幌市
- ・(公社)北海道観光振興機構
- ・(一社)北海道商工会議所連合会
- ・(一社)シーニックバイウェイ支援センター
- ・無電柱化を推進する市区町村長の会

3. 多様な整備手法の促進

- (1) 適切な整備手法の選定
 - ・電線共同溝、自治体管路、要請者負担、単独地中化、裏配線、軒下配線
- (2) 官民連携無電柱化支援事業
 - ・道路事業に併せた単独地中化への支援を検討

4. 占用制度の見直し・運用

- (1) 新設電柱の占用制限の導入に向けた検討
 - ・区域を指定した占用の禁止・制限の検討
- (2) 地中化に伴う占用料の優遇
 - ・地中化時の占用料の減額措置の継続

5. 推進体制の構築

- (1) 全道
北海道無電柱化推進協議会
- (2) 地域
工事連絡調整会議等

第4 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- 1. 無電柱化の目的、重要性に関する広報・啓発活動
- 2. 市町村への技術支援
- 3. 目標の進捗管理(中間年及び最終年の進捗状況を公表)